資 料　３

各府省独法評価委員会の業績勘案率（案）について（総括表）

【第２ＷＧ】

府省名	独法名	役　職	在任期間	業績勘案率適用期間	業績勘案率
総務省	（独）情報通信研究機構	理事	16.1.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
		監事	16.1.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
経済産業省	（独）経済産業研究所	理事長	13.4.1～17.8.5	16.1.1～17.8.5	１．０
	（独）工業所有権情報・研修館	理事長	13.4.1～16.11.1	16.1.1～16.11.1	１．０
		理事	13.4.1～17.6.30	16.1.1～17.6.30	１．０
	（独）日本貿易保険	理事	13.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
		監事	13.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
	（独）産業技術総合研究所	理事	13.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
		理事	13.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
		監事	15.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
	（独）製品評価技術基盤機構	理事長	13.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
		理事	13.4.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
		理事	15.11.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
	（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構	理事	15.10.1～16.7.5	16.1.1～16.7.5	１．０
		理事	15.10.1～17.9.30	16.1.1～17.9.30	１．０
		監事	15.10.1～17.9.30	16.1.1～17.9.30	１．０
	（独）日本貿易振興機構	理事	15.10.1～16.4.1	16.1.1～16.3.31	１．０
		監事	15.10.1～16.4.26	16.1.1～16.4.26	１．０
		理事	15.10.1～16.9.30	16.1.1～16.9.30	１．０
		理事	15.10.1～17.3.31	16.1.1～17.3.31	１．０
	（独）原子力安全基盤機構	理事	15.10.1～17.9.30	16.1.1～17.9.30	１．０
		監事	15.10.1～17.9.30	16.1.1～17.9.30	１．０
	（独）情報処理推進機構	理事	16.1.5～16.6.22	16.1.5～16.6.22	１．０
		監事	16.1.5～16.12.3	16.1.5～16.12.3	１．０
	（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構	理事	16.2.29～16.6.30	16.3.1～16.6.30	１．０
		理事	16.2.29～17.3.31	16.3.1～17.3.31	１．０

		理事	16.2.29～17.6.22	16.3.1～17.6.22	１．０
		理事	16.2.29～17.6.22	16.3.1～17.6.22	１．０
		理事	16.2.29～17.7.26	16.3.1～17.6.22	１．０
	（独）中小企業基盤整備機構	理事	16.7.1～17.6.27	16.7.1～17.6.27	１．０
		監事	16.7.1～17.6.27	16.7.1～17.6.27	１．０
		監事	16.7.1～17.6.27	16.7.1～17.6.27	１．０

（注）業績勘案率については、各府省独法評価委員会の業績勘案率についての決定等に基づき算定している。

資料３－１

総務省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

１　通知された案の内容（別紙）

（１）対象者

独立行政法人情報通信研究機構（理事１人、監事１人）

（２）業績勘案率（案）

対象者のすべてについて 1.0

２　業績勘案率の決定方法（別紙）

（１）基本的考え方

「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成 16 年３月 11 日総務省独立行政法人評価委員会決定、以下「申し合わせ」という。）に基づき算定し、総務省独立行政法人評価委員会が決定

（２）決定方法

「申し合わせ」の「１．」に基づいて算出した「基準業績勘案率」を、「２．」に基づき対象者の在職期間の業績と過去の業績との明確な差の有無等を総合的に検討・審議し、1.0 が適当と判断

３　当委員会の意見案

意見なし

（案）

政　委　第　　号
平成 17 年　月　日

総務省独立行政法人評価委員会
委員長　熊谷信昭　殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長　丹羽宇一郎

「総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成17年10月19日付け独委第21号）をもって貴委員会より通知のありました業績勘案率（案）については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年７月23日政策評価・独立行政法人評価委委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿っているものであり、特に意見はありません。

（別紙）

独　委　第　２　１　号
平成１７年１０月１９日

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長　丹羽　宇一郎　殿

総務省独立行政法人評価委員会
委員長　熊谷　信昭

総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので通知する。

記

独立行政法人　情報通信研究機構

受付
17.10.19

独立行政法人情報通信研究機構役員退職金に係る業績勘案率について（案）

独立行政法人情報通信研究機構の役員退職者の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1　対象
理事　[redacted]

2　業績勘案率の適用期間
平成16年1月1日～平成17年3月31日まで(15ヶ月)

3　業績勘案率
1.0

4　考え方
独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成１７年８月２６日総務省独立行政法人評価委員会決定）の「１.」に基づき、当該役員の「基準業績勘案率」を算出したところ、1.32となったが、当該申し合わせの「２.」に基づき、当該法人の当期（当該理事の在職期間）の業績と過去の業績との明確な差の有無等を総合的に検討・審議したところ、当該役員の業績勘案率については「1.0」とすることが適当であると判断される。
なお、平成15年度の項目別評価（AA、A、B、C、Dの5段階評価）については、AAが3項目、Aが17項目、Bが2項目であり、平成16年度においては、AAが6項目、Aが22項目、Bが1項目である。中期目標を達成していないとされるC又はDの評価を受けた項目はなく、適用対象となる期間の業績は中期目標等を下回るものではないと認められる。

（参考）　総務省独立行政法人評価委員会の評価基準
AA・・・・中期目標を大幅に上回って達成
A・・・・中期目標を十分に達成
B・・・・中期目標を概ね達成
C・・・・中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある
D・・・・中期目標を下回っており大幅な改善が必要

独立行政法人情報通信研究機構役員退職金に係る業績勘案率について（案）

独立行政法人情報通信研究機構の役員退職者の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1　対象
監事　[redacted]

2　業績勘案率の適用期間
平成16年1月1日～平成17年3月31日まで(15ヶ月)

3　業績勘案率
1.0

4　考え方
独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成１７年８月２６日総務省独立行政法人評価委員会決定）の「１.」に基づき、当該役員の「基準業績勘案率」を算出したところ、1.32となったが、当該申し合わせの「２.」に基づき、監事としての職責の性格や当該法人の当期（当該監事の在職期間）の業績と過去の業績との明確な差の有無等を総合的に検討・審議したところ、当該役員の業績勘案率については「1.0」とすることが適当であると判断される。
なお、平成15年度の項目別評価（AA、A、B、C、Dの5段階評価）については、AAが3項目、Aが17項目、Bが2項目であり、平成16年度においては、AAが6項目、Aが22項目、Bが1項目である。中期目標を達成していないとされるC又はDの評価を受けた項目はなく、適用対象となる期間の業績は中期目標等を下回るものではないと認められる。

（参考）　総務省独立行政法人評価委員会の評価基準
AA・・・・中期目標を大幅に上回って達成
A・・・・中期目標を十分に達成
B・・・・中期目標を概ね達成
C・・・・中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある
D・・・・中期目標を下回っており大幅な改善が必要

平成１６年３月１１日決定
平成１７年８月２６日改定
総務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」は、以下の考え方に基づき決定することとする。

１．役員退職金の「業績勘案率」は、当該役員が在職期間中の独立行政法人の業績についての評価（以下の式により算出される当該役員が在職期間中の当委員会の評価の平均値。以下「基準業績勘案率」という。）を基準とする。

$$\text{「基準業績勘案率」} = \frac{\Sigma\left[\{1.75\times(n\text{年度のＡＡ評価の項目数})+1.25\times(n\text{年度のＡ評価の項目数})+1.00\times(n\text{年度のＢ評価の項目数})+0.75\times(n\text{年度のＣ評価の項目数})+0.25\times(n\text{年度のＤ評価の項目数})\}/(n\text{年度の評価項目数})\right]}{(\text{評価の年度数})}$$

※１　※２

※１「基準業績勘案率」は小数点以下第２位まで求める（小数点以下第３位を四捨五入）ものとする。

※２　［　］内の数値は小数点以下第３位まで求める（小数点以下第４位を四捨五入）ものとする。

なお、n＝平成１３年度は、「ＡＡ」を「Ａ」と、「Ａ」を「Ｂ」と、「Ｂ」を「Ｃ」と、「Ｃ」を「Ｄ」と、「Ｄ」を「Ｅ」と読み替えるものとする。

２．各分科会は、上記１により算出される「基準業績勘案率」に、当該役員の法人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を総合的に考慮して、0.0～2.0の間で当該役員の業績勘案率(小数点以下第１位まで)を決定する。

注）業績勘案率が 1.0 を超える場合は、政策評価・独立行政法人評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、厳格に検討を行うこととしている。

３．なお、在職期間が１年に満たない場合は、業績勘案率は 1.0 を基準とする。

資料３－２

経済産業省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

１　通知された案の内容（別紙）

（１）対象者

独立行政法人経済産業研究所（理事長１人）
独立行政法人工業所有権情報・研修館（理事長１人、理事１人）
独立行政法人日本貿易保険（理事１人、監事１人）
独立行政法人産業技術総合研究所（理事２人、監事１人）
独立行政法人製品評価技術基盤機構（理事長１人、理事２人）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（理事２人、監事１人）
独立行政法人日本貿易振興機構（理事３人、監事１人）
独立行政法人原子力安全基盤機構（理事１人、監事１人）
独立行政法人情報処理推進機構（理事１人、監事１人）
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（理事５人）
独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事１人、監事２人）

（２）業績勘案率（案）

対象者のすべてについて 1.0

２　業績勘案率の決定方法（別紙）

（１）基本的考え方

「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」（平成 17 年９月１日経済産業省独立行政法人評価委員会決定、以下「考え方」という。）に基づき算定し、経済産業省独立行政法人評価委員会が決定

（２）決定方法

「考え方」に基づき、従前の経済産業省独立行政法人評価委員会における業績勘案率についての考え方や、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）等を総合的に踏まえ、業績勘案率 1.0 を算出

３　当委員会の意見案

意見なし

（案）

政　委　第　　号
平成 17 年　月　日

経済産業省独立行政法人評価委員会
委員長　木村孟　殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長　丹羽宇一郎

「経済産業省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「経済産業省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成17年11月11日付け）をもって貴委員会より通知のありました業績勘案率（案）については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年７月23日政策評価・独立行政法人評価委委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿っているものであり、特に意見はありません。

（別紙）

平成17年11月11日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長　丹羽　宇一郎　殿

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員長　木村　孟

経済産業省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権情報・研修館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人日本貿易振興機構
独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人情報処理推進機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構

受付
'17.11.11
付

別添

経済産業省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率について

経済産業省所管の独立行政法人の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下のとおりとする。

＜独立行政法人経済産業研究所＞

役職及び氏名	理事長 [redacted] （就任日：平成13年4月1日　退職日：平成17年8月5日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月1日～平成17年8月5日）

＜独立行政法人工業所有権情報・研修館＞

役職及び氏名	理事長 [redacted] （就任日：平成13年4月1日　退職日：平成16年11月1日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月1日～平成16年11月1日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成13年4月1日　退職日：平成17年6月30日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月1日～平成17年6月30日）

＜独立行政法人日本貿易保険＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成１３年４月１日　退職日：平成１７年３月３１日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月1日～平成17年3月３１日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成１３年４月１日　退職日：平成１７年３月３１日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月1日～平成１７年３月３１日）

＜独立行政法人産業技術総合研究所＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成13年4月1日　退職日：平成17年3月31日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月1日～平成17年3月31日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 13 年 4 月 1 日　退職日：平成 17 年 3 月 31 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成 15 年 4 月 1 日　退職日：平成 17 年 3 月 31 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

＜独立行政法人製品評価技術基盤機構＞

役職及び氏名	理事長 [redacted] （就任日：平成 13 年 4 月 1 日　退職日：平成 17 年 3 月 31 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 13 年 4 月 1 日　退職日：平成 17 年 3 月 31 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 11 月 1 日　退職日：平成 17 年 3 月 31 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

＜独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 16 年 7 月 5 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 7 月 5 日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 17 年 9 月 30 日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 17 年 9 月 30 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

＜独立行政法人日本貿易振興機構＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 16 年 4 月 1 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 16 年 4 月 26 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 4 月 26 日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 16 年 9 月 30 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 16 年 9 月 30 日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 17 年 3 月 31 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）

＜独立行政法人原子力安全基盤機構＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 17 年 9 月 30 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成 15 年 10 月 1 日　退職日：平成 17 年 9 月 30 日）
業績勘案率	1．0（対象期間：平成 16 年 1 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

＜独立行政法人情報処理推進機構＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年1月5日　退職日：平成16年6月22日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月5日～平成16年6月22日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成16年1月5日　退職日：平成16年12月3日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年1月5日～平成16年12月3日）

＜独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年2月29日　退職日：平成16年6月30日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年3月1日～平成16年6月30日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年2月29日　退職日：平成17年3月31日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年3月1日～平成17年3月31日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年2月29日　退職日：平成17年6月22日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年3月1日～平成17年6月22日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年2月29日　退職日：平成17年6月22日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年3月1日～平成17年6月22日）

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年2月29日　退職日：平成17年7月26日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年3月1日～平成17年7月26日）

＜独立行政法人中小企業基盤整備機構＞

役職及び氏名	理事 [redacted] （就任日：平成16年7月1日　退職日：平成17年6月27日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年7月1日～平成17年6月27日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成16年7月1日　退職日：平成17年6月27日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年7月1日～平成17年6月27日）

役職及び氏名	監事 [redacted] （就任日：平成16年7月1日　退職日：平成17年6月27日）
業績勘案率	１．０（対象期間：平成16年7月1日～平成17年6月27日）

※経済産業省独立行政法人評価委員会平成17年9月1日決定（「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」（別紙１））に基づき、従前の当委員会における業績勘案率についての考え方や、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）等を総合的に踏まえ、業績勘案率1.0を算出した。

※なお、平成17年9月30日までに退職した役員については、「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」の2.（2）を準用し、前年度の業績勘案率1.0を適用することとする。

業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方

平成１７年９月１日
経済産業省独立行政法人評価委員会

１．基本的考え方の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）を受けて、経済産業省においては、独立行政法人毎の総合評定に対応する業績勘案率の算出方法を平成 16 年１月に策定した。

一方、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において、「役員退職金にかかる業績勘案率に関する方針」（平成 16 年７月 23 日）が決定され、その中で、「業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、１．０を基本とする」こととされており、各府省評価委員会からの通知が１．０を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会として、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うことが示された。

今般、当該方針を受け、経済産業省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」）として以下に新たに業績勘案率についての考え方（以下「考え方」）を提示することとする。

２．「業績勘案率 ε」の決定

（１）基礎業績勘案率 ε' の算出。

各独立行政法人は、「機関実績勘案率 α」と「個人業績勘案率 β」を算出後、配分率ｘ、ｙ（注；各法人の特性・役員の職責に応じ決定する。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、ｙは０．２とする。）を乗じ、「基礎業績勘案率 ε'」を算出し（小数点第二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）、評価委員会に通知する。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (x + y = 1、x = 0.8、y = 0.2)$$

ε' ：基礎業績勘案率
α ：機関実績勘案率
β ：個人業績勘案率
ｘ ：機関実績勘案率の配分率
ｙ ：個人業績勘案率の配分率

評価委員会は通知されたε′に基づき、当該役員の在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員のεを決定する。

（２）「機関実績勘案率α」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率をαとする（小数点第二位以未満の端数があるときには、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算を行い０．３～１．５（３段階評価の法人については０．５～１．５）の間で算出するものとする。（適切な換算の例（別紙））

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法（※）により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。

※：原則として、役員が退職した日が、当該日の属する年度の開始後６ヶ月以内である場合には、前年度の機関実績勘案率を準用することとし、７ヶ月以後である場合には、当該年度の「年度実績評価」の確定を待つこととする。

（３）「個人業績勘案率β」の算出

当該役員の個人業績勘案率βは１．０を基本とする。

なお、役員個人の業績の報酬に対する反映方法が確立された場合には、報酬に係る個人業績を退職手当に反映することとする。

３．諸手続等

（１）評価委員会は、「業績勘案率」を決定する際には、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとする。

（２）本「考え方」は、業績勘案率の決定状況等諸般の事情により、必要に応じ見直すものとする。

４．本考え方の適用について

本考え方は、平成１７年度の業績評価結果から適用する。それ以前の期間（平

成１６年１月１日～平成１７年３月３１日）については、従前の当委員会における業績勘案率についての考え方や、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成１６年７月２３日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）等を総合的に踏まえ、適切に対応する。

なお、平成 17 年 9 月 30 日までに退職した役員については、本考え方の 2.(2) の考え方を準用する。

別紙

【B、C、D評価を含まない場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表（5段階）

（単位：%）

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率（α）	1．5	AA＝100				
	1．2	25≦AA＜100	0＜A≦75			
	1．0	0≦AA＜25	75＜A≦100			
	0．8					
	0．5					
	0．3					

【C、D評価がなくB評価を含む場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表（5段階）

（単位：%）

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率（α）	1．5					
	1．2					
	1．0	25≦AA＋A＜100		0＜B≦75		
	0．8	0≦AA＋A＜25		75＜B≦100		
	0．5					
	0．3					

【D評価がなくC評価が含まれている場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表（5段階）

（単位：%）

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率（α）	1．5					
	1．2					
	1．0					
	0．8	25≦AA＋A＋B＜100			0＜C≦75	
	0．5	0≦AA＋A＋B＜25			75＜C≦100	
	0．3					

【D評価が含まれている場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表（5段階）

（単位：%）

		各事業年度の項目別評価の評定				
		AA	A	B	C	D
機関実績勘案率（α）	1．5					
	1．2					
	1．0					
	0．8					
	0．5	25≦AA＋A＋B＋C＜100				0＜D≦75
	0．3	0≦AA＋A＋B＋C＜25				75＜D≦100

【C評価を含まない場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表（3段階）

（単位：%）

		各事業年度の項目別評価の評定		
		A	B	C
機関実績勘案率（α）	1．5	A＝100		
	1．2	50≦A＜100	0＜B≦50	
	1．0	25≦A＜50	50＜B≦75	
	0．8	0≦A＜25	75＜B≦100	
	0．5			

【C評価を含む場合】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表（3段階）

（単位：%）

		各事業年度の項目別評価の評定		
		A	B	C
機関実績勘案率（α）	1．5			
	1．2			
	1．0			
	0．8	50≦A＋B＜100		0＜C≦50
	0．5	0≦A＋B＜50		50＜C≦100